大阪市障がい者施策推進協議会

令和３年度 第１回 大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会　議事録

日時：令和３年９月27日（月）

午後２時～午後３時30分

場所：大阪市役所　屋上階　Ｐ１共通会議室

開会

（松村障がい者施策部長：開会挨拶）

（委員紹介）17名中13名参加

（資料確認等）

（部会長に司会を交代）

北野部会長：

みなさん、こんにちは。

15時半で終了予定ですので、円滑に進めてまいります。

必ず、お名前を言ってから、発言をお願いします。

初めに、新たに委員に就任いただきました大阪市成年後見支援センター所長の末長委員、日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科准教授の藤井委員、大阪法務局人権擁護部第二課長の和久田委員からひとことごあいさつをお願いします。

末長委員：　　あいさつ

藤井委員：　　あいさつ

和久田委員：　あいさつ

北野部会長：

末長委員、藤井委員、和久田委員、どうぞよろしくお願いします。

それでは、みなさま、忌憚のないご意見をいただきますようお願いします。

では、議題１「令和２年度第２回障がい者差別解消支援地域協議部会の結果について」、確認したいと思いますので、事務局から説明をよろしくお願いします。

松前企画調整担当課長代理：【資料１について説明】

北野部会長：

ありがとうございました。

資料１－１を使って、前回のまとめを説明いただきました。ただいまの事務局の説明につきまして、何かご意見等がございましたら、お願いします。古田委員。

古田委員：

はい、古田です。皆さんこんにちは。

グループホームについてですが、分譲マンションで15～16年入居されてきたグループホームが、ある日突然住民の方から、グループホームは施設なのでここにいてもらったら困ると言われて、調整をしていたのですが納得いただけなくて裁判を起こされて、今も係争中という案件があります。グループホームを障がい者施設だと決めつけて、グループホームを設置するには、建物全体の消防設備を増やさなければならないというような理由をつけています。ただ、大阪市の場合は特例基準を設けましてスプリンクラーはまずマンションで設置しなければならないことはなくなりましたし、マンションの建物の半分くらいまでグループホームとならないと建物全体に消防設備を設置しなければならないということはないんです。そういうことを各部局においても理解してもらう必要がある。例えば住宅です。公営住宅の担当課など、各部局、相談窓口となるところが間違えないようにしてほしい。あくまでもグループホームは住まいであって施設ではありませんよと周知をして、間違いのないようにしていただきたい。

国ではこの３月に調査研究報告書を出しており、グループホームを大きく再編する方向性がどの団体も知らない間に買ってに出されているということがわかりました。中軽度のグループホームは３年ぐらいでひとり暮らしをさせる通過型施設にして、他のグループホームは３つの類型があるのを１類型にして一般型グループホームにするということです。グループホームは住まいであるというふうにもともと規定しているところからかけ離れて、訓練施設のようなものにしたり、あるいは重度収容施設、それ以外のグループホームというふうに再編するというような方法を、厚労省の中でかためているのではないかと思えるような報告書が出ております。

これについて各団体でかなり危惧し始めておりまして、精神や知的の軽度のグループホームは本人が望んでも仲間と一緒に暮らし続けることができなくなったり、ひとり暮らしをしなさいということで追い出されるというような問題になったり、重度の方対象のグループホームもヘルパー利用を３年ごとに経過措置として延長することで、大きく削る、あるいはほとんどなくされるように再編されようという話が出ております。大阪市としては国の動きを注視しながら、ぜひともそういう動きに歯止めをかけていただき、障がい者にかけがえのないひとりひとりの住まいの場としてのグループホームを守っていただけるように協力をお願いしたいと考えております。

　また銀行での自署署名についての問題が相次いでいますので、啓発の資料等を委員の皆さんに見せていただいて、ご意見いただけたらと思っております。

北野部会長：

ありがとうございました。

グループホームについては消防法のことで大きな問題があってそれなりに追いついたかと思ったのに、今度はこの問題です。国の委員会などからいろいろな調査報告書をいただいたりしましたが、通過型と一般型にされること自体が間違っているとは言えませんが、一般型というのは住まいの場として保障していただき、特別なものということではなく、そこは誤解されたら困る、古田委員がおっしゃったとおりだと思います。今後これについていろいろな委員会で議論していただきたいと思っております。

では、引き続いて、議題２「相談窓口における対応状況（令和３年２月～令和３年８月）について」、事務局から、説明をよろしくお願いいたします。

松前企画調整担当課長代理：【資料２について説明】

北野部会長：

　ありがとうございました。

これにつきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いします。

古田委員：

　コロナ禍で外出がなかなかできない中でもこれだけ起こっているんだなというのがあります。

　電動車いすについては２つ、「カ」と「コ」の事例がありますが、もちろん電動車いすの持ち上げということは想定されておらず、緊急時以外は持ち上げるというのはありませんよというような表現だったかと思うのですが、ただ、持ち上げられないと言うことだけを杓子定規にとらえられてしまうと問題になる場合もありますので、現に本人さんの声を聞きながら、柔軟に対応をしていただくように働きかけていただいていると思うので、その通りでございます。

　それと「セ」の理髪店の事例ですが、本社まで行っていただいたということでありがとうございます。ただ、この事案について、そこの店に見に行ったかどうかと、実際そこには施術できるスペースがなかったのか、それが他の店へということはおかしいので、最終的にどうなって、そこはやはり使えないままなのかというのを決議いただけたらと思っております。

　それと次のページで「ツ」のコンサートの事例ですが、コロナ禍でちょっとおさまってきたときにやっとコンサートに久しぶりに行けるということで、会場まで行き、マスクがどうしても苦手な人なのでフェイスシールドを持って行ったのですが、それでは駄目だということで追い返されてしまいまして、後でお金を返してもらったみたいではありますが。

　ガイドラインというのがあって、原則マスク着用を義務化するというふうに書かれていたことが原因というところまで突き詰めていただきましたが、それなら他のコンサートでも同様に、業界団体のガイドラインなので、そこは厚労省でも出していますマスクの着用が難しい人への配慮というような内容をぜひ盛り込んでいただいて、ガイドラインを変えていただけたらと言う風に思っております。

　それから「テ」の幼稚園の事例ですが、毎回保育所とか幼稚園の入園拒否とか退所強要されるみたいな案件が出ていますので、一度関係部局と連携して、もう断ってはならない、拒否してはならないということを前提にして、こういうような合理的配所で対応してくださいというように言い切る形で研修・啓発の媒体を作り、実際に研修をしていただきたいというふうに思います。

　それと、「ナ」の市営住宅の事例も、平野で班長をするように言われて、なかなか難しいと答えたら、できない理由をずらーっと書かされて、それをまた住民に見せると言われたので、苦にして自死されたという非常に痛ましい事案がありました。

　それをきっかけに後に出てくる、本人の苦手なことをあんまり無理強いしないようにというチラシを周知していただいたんですが、また起こりました。

　これは自治会長から班長をやってほしいと言われて、精神の障がいがあるから難しいと言ったら、それでは入居させられないと自治会長から言われました。これはいけないと思って障がい福祉課に電話したところ、都市整備局に話をしてもらい、無事入居することはできたのですが、相談の過程が問題だと思います。相談者は住宅管理センターに相談していたり、都市整備局にも相談しているのですが、市営住宅では住民同士が協力して住むところだと」いうように言われたり、共益活動に参加しますと書いてある契約書にサインしたんでしょと言われたり、差別を上塗りするような発言がありました。

　本人の状況を聞き、本人の立場に立って、住民側を説得するのは住宅管理センターであったり都市整備局であったりするのですが、仲良くやりなさいみたいな説教をしてしまったというようなことはとんでもない問題だと感じます。

　人と接することが苦手だったり、共同の活動ができる方ももちろんいますが、人によってできるできないがあるので、そこを丁寧に聞き取って、難しかったらそこは免除するように住民側を説得してもらうことを徹底してほしいと思っております。

　グループホームもそうですけど、きちんと理解しておかないとまた同じような差別をしてしまう、差別の上塗りをしてしまうという問題になるので、そこは都市整備局や住宅管理センターまで徹底していただきたい。後で出てくるチラシですが、配っていただきましたが各市営住宅に３枚しか配られていないというように聞いています。ぜひ全住戸に配布できるようにしていただきたい。回覧板に挟むとか掲示板に貼り出されるぐらいで済まされていると思いますが、これを全住戸に配布ということでぜひ考えていただきたい。

　あと、この問題の背景としては、市営住宅の入居者は以前と比べてどんどん高齢化しています。ですのでなかなか班長とか自治会活動のやり手が少なくなっているのは事実だと思います。そのため無理をしてでもやってくれというような話になって、それが障がいを理由にできないと言ったら、特に車いすを利用している方などは理解されやすいのですが、知的障がいや精神障がいに対しては、体が動くからできるでしょう、サボるのかというように見られてエスカレートしてしまうという構造にあります。

　そこを防ぐためにも、入居者の高齢化で誰でもやることがしんどくなってきているのなら、市営住宅としても自治会費がさらに上がったらしんどくなる方もいると思うので、法的に自治会費を負担してでも、自治会活動の押し付け合いのような問題が発生しないように考え直していく時期ではないかと思いますので、そのあたりの根本原因を合わせて都市整備局とも検討していただけたらと思っています。

北野部会長：

　ありがとうございました。

　理髪店の事例について、本社の社長と直に話をしてもらい、社の方針として拒否はしていないということでありましたが、施術されているところおスペースの問題をどこまでチェックしたのかというご質問がありましたので、その点お答えいただけたらと思います。

　二点目、コンサートホールの事例ですが、後ほど小泉委員にもお聞きしたいのですが、マスクが苦手な知的障がいのある方、発達障がいのある方がいらっしゃる中で、マスク着用を原則として頑なに言ってしまうと、マスクが苦手な方が楽しめないということになりますので、その点についてどうされているのかお話していただけたらと思います。

　三点目、幼稚園の事例ですが、先ほど古田委員が保育所と両方と言っていただきましたが、これは大きな問題で、保育所と幼稚園は省別官庁が全く違います。私立幼稚園の場合、府が所轄官庁になりますので、難しい部分もあります。幼稚園のカリキュラムについていけないという話ですが、このカリキュラムがどこまで強制的なもので、発達の幅を含めてどこまで考えているのか、サポートする工夫をどこまで考えているのかを含めて、確認してもらっているところです。

　四点目、市営住宅の事例については、古田委員がおっしゃってもらった通りです。公営住宅は高齢の方や障がいのある方が非常に多くなっており、自治会活動をできる方がいない状況だと思われます。自治会業務の改正改訂を含め、検討する必要があるのではないかというように考えています。

先、辻川委員お願いします。

辻川委員：

　コンサートホールの事例についてです。これは配慮ということで分類されていますが、マスク着用をしないことを理由としてコンサートを見ることを拒絶しているわけですから、これは差別、不当な差別的な取り扱いとなります。

　先ほどおっしゃったように、厚労省からマスクの着用が困難な状態にある発達障がいの方等の理解についてということで、それについて通知を出しているところですが、そういったことも含めて合理的配慮ではなく、差別の問題だということで強く言っていただく必要があるというように思います。

　差別的取り扱いの問題なのか、合理的配慮の問題なのかというところで、こちらから要請するトーンが変わってくると思いますので、そこのところはきちんと分けていただけたらと思います。

　幼稚園の事例についても、改善がみられなかったら退園してもらうということについてはやはり拒絶になりますので、不当な差別的取り扱いということになります。幼稚園の中で園児に適切な配慮をする、配慮をしてくださいということについては合理的配慮の問題ということになろうかと思います。

北野部会長：

　ありがとうございました。

　小泉委員、マスクについて何かご意見お願いいたします。

小泉委員：

　知的障がいのある方は、咄嗟に聞かれたときにすぐに答えられないということもありますので、なぜマスク着用ができないのかということを文字にしたものを見えるような形をとる場合があります。ヘルパーさんがついている場合でもその形をとる方がいます。

　マスク着用が難しくても、繰り返し繰り返し取っても取ってもつけるんだよということを体と言ったら変ですが、やはり諦めないで取り組むということはしております。

　それと、コロナ禍での話になりますが、重度の障がいの方がコロナで入院された場合、通常であれば保護者が入院の付き添いをするのですが、コロナの場合は付き添いができませんので、そこはやむを得ないことだと思うのですが、可能であれば何かの形で付き添いをつけれるような形を特別に作っていただけたらありがたいです。とにかく不安なんですね。不安だから乱暴な人ではないのに暴れてしまったりとか、日頃しないような態度をとってしまします。それで今回、好きな物、例えばぬいぐるみとか積み木とかを持たせてお願いしても拒否されたということですが、なんでもないものを持つことだけでもずいぶん違うこともあります。障がい理解のあるなしで対応が異なるということがすごくはっきりわかりました。合理的配慮というのも浸透していないのかなというように感じました。

　今後、第６波と続くと言っていますので、改善点を示していただけるとありがたいと思います。私どもも本当にこうしてほしいということは協力いたします。特別扱いをしてほしいのではなく本当に障がいを理解して、どうしても駄目なところはどうしたらいいんだということを皆さんで考えていけたらありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

北野部会長：

ありがとうございました。

　今、高齢の方も障がいの方も施設や病院にいて面会すらできないという状況の中です。

会えば安心して過ごされる方もいらっしゃいます。ズームでOKの方もいらっしゃるのに、そういった努力をせずに、コロナだから無理と居直ってしまっている融通がきかないところもあると感じます。

　理髪店の事例について、施術スペースのチェック等行政の対応について教えていただけますか。

松前企画調整担当課長代理：

　ご意見ありがとうございます。

　まず、電動車椅子の件、この部会で作らせていただきましたパンフレットですが、まだ部数ありますので、どんどん啓発を進めさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

　理髪店の事例につきまして、店舗に我々では行ってはいませんが、一度同一店舗で施術を受けたことがあるということでございまして、スペース的にはできるものだと把握しています。事案が起きたときに、ちょうど他のお客様が入っておられて、そのスペースが埋まっていたので、違う店舗を案内させていただいたというように聞いております。

　その案内をする中で、相談者はどうしてもここで施術をしたいというようなお話があり、今の現状ではできないというところでこのような話になったのかというように理解をしています。

　コンサートホールの事例につきまして、先ほど述べさせていただきましたとおり、ガイドラインの修正をしていただいているところでございます。配慮ということで資料書いておりますが、差別ということで修正させていただきます。

　幼稚園の事例につきまして、まず申し出内容につきまして、言葉が遅いことを相談したところ、半年たっても改善が見られなかったら退園してもらうと言われたという内容ではありますが、電話にて聞き取りを行ったところ、退園してもらうというように言ったわけではないようなんです。幼稚園に今後訪問させていただいて事実確認をしますが、おそらくそういうふうに感じられたというところがあるのかなということは思っております。そこは事実確認をきっちりさせていただきたいというように思っております。

　あと、保育園・幼稚園について、合理的配慮についての研修・啓発を努めるようにということでございますが、検討させていただきたいと思っております。

　市営住宅の事例につきまして、平野区の事案に引き続いたものでございます。古田委員からはチラシを全戸に配布ということでご提案いただきまして、この３月に配らせていただき、この７月に再度修正したものを今回は４枚送らせていただいております。

　合わせまして、都市整備局と現在相談しておりまして、住宅だよりという全棟向けに配布する冊子がございまして、そちらに障がい社差別についてご理解いただけるような中身の記事の掲載を検討しているところでございます。

北野部会長：

　ありがとうございました。

　他の委員、なにかご質問・ご意見ありましたらお願いいたします。

藤井委員：

　相談件数が減っているというところに対して、認識を丁寧にしていく必要があるかと思いました。

　新型コロナウイルス感染症にまつわるような話は、本来は出ているけれどもなかなか顕在化してしまっているようなそういう条件もあるのではないかと考えます。要するにコロナ禍で件数は減っているけれども、本来何か発生するところはあるかもしれないという認識の下で、頭の片隅に置きながらこの問題に取り組んでいく必要があるのではないかということを考えた次第でございます。

北野部会長：

　ありがとうございました。

おっしゃるとおり、コロナ禍でオープンになっている件数は若干減ってきていると思いますが、一方で、参加したいのに条件つけられて参加できなかったとか、そういうことが起こっている可能性があると思います。どんなふうにこちらがこのことを受け止めていくかということについては、これからもう少し考えていかないといけないと思っております。

古田委員：

　さきほどの理髪店の事例ですが、引っかかったところが、施術のスペースはあるんですよね、ただ、他のお客様がたくさんいたから他の店舗にというのは言い訳のように聞こえるし、だからといって障がいのある方だけあっち行きなさいというのもおかしい。それはしてはいけないことで、まず待つ権利ももちろんありますので、それに対してこれも間違いですよというように啓発してもらいたいと思います。

北野部会長：

　この件について、満員なので待たれますか、それとも他のところにご紹介しましょうかという発言はあったのでしょうか。

大谷企画調整担当課長：

　古田委員のご発言のとおり、当然そういった配慮が必要です。

今回の事案は、まずは店舗においていつもやっておられるスペースがあり、そのスペースでの施術を希望されたのですが、たまたまそこが空いていなかったので、同一系列店で近くにもう１店舗あるので、そこに行ってもらったらすぐできますよということで、ご紹介させていただいたところ、いや、拒否するのかというような話になり、相談者が大声を上げてしまったということです。

　施術店側とすると大声を出されると、他のお客様の迷惑になるので、今ここで施術するにはその場所が空いていないので、できないということをご説明したところ、それでも大声を出されると、すぐには対応できないということをご説明したということです。説明がきちんとうまく伝わらなかったという意味では十分な配慮ができなかったところがあるのかもしれないですが、そのような事例になっています。

北野部会長：

　施術場所が空くまで待たれますか、それともお急ぎであればすぐ近くにというような一言あれば良かったのですが、感情的になってしまい、もつれてしまったように感じます。

　本日は民間の事業者の方も来られていますので、このようなことはたくさん起こっていると思いますので、どのように対応していったらよいのか、それぞれ考えていただければと思います。

　では、引き続いて、議題３「令和３年度研修・啓発の実績について」、議題４「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の改正および障害者差別解消法の改正について」事務局から、説明をよろしくお願いいたします。

松前企画調整担当課長代理：【資料３－１、資料３－２、資料４、資料５、資料６について説明】

北野部会長：

　ありがとうございます。

何かご質問やご意見等ありましたらお願いいたします。

古田委員：

　部局をまたがった課題の差別というのは、なかなかどの自治体でもうまくいきません。例えば、先ほどの住宅の差別は、都市整備局や府、宅建事業所等との連携が必要になりますし、なかなか前へ進みません。教育・保育という保育所や幼稚園も同様だと考えます。

　銀行での自署の問題、入院の問題も医療関係部局との連携やコロナの対応が関係します。そういったまとまった課題について、関係部局の職員を集めて研修をするような仕組みを、ぜひ考えていただけませんでしょうか。どの部局もやはり認識が十分できていないから、良かれと思ってやってしまって差別になるということもよくあるので、このような事案が起こっています。これはもう差別にあたりますよというように周知徹底していただけたら、未然に防ぐことができるのではないかと思いますので、部局にまたがった課題の研修を当該部局と一緒にやっていただきたいと思います。

北野部会長：

　ありがとうございました。

　国も法改正している中で、部局や省庁をまたがった部分についてはワンストップの仕組みを作らないといけないよいうようにおっしゃっています。どこまでリアリティになるものを出してもらえるか、この３年間で、特に障がい社政策委員会がかなり厳しく提案していただいて、ワンストップの仕組みを国や各自治体でも作っていける方向性が必要かなというように思いました。

藤野委員：

　研修の報告がありましたが、大阪市の職員、あいサポート研修、市民、企業従業員、そしてサービス従事者の研修がありましたが、先ほどの事例の中で、スポーツクラブの退会の話の中に、そんな法律は知らないという返答がありました。それでいくと、企業とか、市民の方々に広く法律を知ってもらう必要があるのかなと思います。私は此花区の障がい者期間相談支援センターで仕事をしていますが、平成28年に法律ができたときに、平成29年だったかと思いますが、市の社会福祉協議会で連携をとって各地域を回って地域の活動者の方々にこの障害者差別解消法の話をさせていただいたら、やはりほとんどが、地域で活動している方も知らなかったということもありました。そのような中で、もう少し裾を広げた研修を、こちらから出ていくような身近な研修を関係機関と連携をとって、地域活動協議会やそういった団体等に広く周知をして、たくさんの方に法律を知ってもらうことが重要であると思います。

北野部会長：

　ありがとうございました。

　私もあいサポート研修に絡んでいますが、合理的配慮を広くわかってもらえるような事例を出しながら理解してもらう方法が進んでいると思います。このあいサポート研修も全面展開できるようにと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

末永委員：

　今、藤野委員からもありましたように、合理的配慮について全く知らないということがまだまだあるようですし、地域や関係者、特に地域の住民の方々にも十分にまだまだ知られていない、ご理解いただいていないようなことがあると思います。きめ細かく、広範囲にどのような形で研修を進めていけばよいのか、私たち自身がそのように取り組んでいくかということは非常に大きな課題であるとは思いますが、しっかりと進めていく必要性を再認識した次第であります。

和久田委員：

　障害者差別解消法の中には国と地方公共団体の連携というようなところも書いてあります。具体的なところは、国でも省庁横断的に検討していかなければならない問題、我々法務省もその一角にあると思いますが、こういったものを注視しながら、先ほどからお話されている差別になる前に理解を広げるというところが大変大事ではないかと思っているところです。今後ともよろしくお願いいたします。

宮川委員：

　コンサートホールでのマスク着用の事案、大事な問題だと思います。特に我々医療機関は必ずマスク着用してくださいとお願いするわけですが、その中にそれに対して過敏な方がおられるということをあらためて認識させていただきまして、やはりこれは我々しっかり注意していかなければならないと思っているところでございます。

手嶋委員：

　数十年前、地下鉄で電動車椅子を駅員さんが４～５人で、まだエレベーターがなくエスカレーターの時代ですが、持ち上げたら途中で落ちてしまったということで、幸い怪我はありませんでしたが、駅員さんは一生懸命やっていただいているのだと思います。障害者差別解消法ができようが何されようが、一般の人は障がいがある人のことを考えてないといえば語弊があると思いますが、そのような感じが我々からしますとあります。そこをどうしていくか。そこはなかなか健常者と我々とではまた違うところだと思い、そこが難しいのかなと思います。ただ、障がいのある方のことを理解して、今後は障害者差別解消法のことを勉強していただければありがたいと思います。

大畑委員：

　いろいろな貴重なお話を聞かせていただきました。

具体的な事例の話を聞きまして、これは障がいのある方にかかわらず、私どものところではえっと思うような事例がたくさんあるんだなというところと、逆に、私どもは障がいのある方がいらっしゃるときに、優先的に物事を考えようというくせがついているので、一般の皆様と認識というか意識が違うかもしれませんが、先ほど何回かお話があったように、その差別になる前に啓発するという努力というのは非常に大事だと思っております。

　私ども、研修も含めまして、できるだけ具体的な事例をもってケーススタディをたくさん入れます。場合によっては人事の担当が具体的に寸劇をします。比較的ハラスメントの研修が多いのですが、良くない事例と良い事例をわかりやすく寸劇をしてやるとか、そういった工夫をして、できるだけ管理職職員に理解してもらおうという試みをよくやっています。

　それで皆様からお話がありましたように、やはりみなさんの理解につながるような啓発活動をするということは非常に大事だと思っておりますので、その中で、私どもも何かできることがありましたら、やっていただきたいと思います。

　先日もあったのですが、ヘルプマークの研修がありまして、私も一つ学んだのですが、本当にわかっているつもりでもわかっていないことがたくさんありますので、啓発をする課程といいますか、努力が必要なんだなと思いました。

道藤委員：

　たくさん貴重なご意見ちょうだいしましてありがとうございます。

　我々民間の事業者としましては、商売として取り組んでおりますので、お客様は神様であり、そういうことで迎えていますので、ぞんざいな扱いをすることはもちろんないのですが、昔から比べると、非常に今、世の中も変わってきてまして、従業員も忙しいさなかで優しくなってきたかなとは思います。しかし、まだまだ個々でみるとばらつきはありますので、法律が変わるからというわけではなく、我々は民間事業者として守るべきものは守っていかないというところと折り合いをつけながら、これからしっかり教育していきたいと思います。一番大きなところが、他のお客様にどう思われるかということが非常に気にするところでございまして、こどもが暴れているとお母さんが、あのおじちゃんに怒られるからやめときなさいよというのと一緒で、他の周りにいる皆さんがどう思うかというところをとても大切なところだと思いますので、全体的に広く周知をしていけたらなというように思っております。

渡邊委員：

　いつもご利用ありがとうございます。

　最近はコロナでご利用者が非常に減っていますので、是非ともご利用いただかないと経営がかなり厳しく、この場を借りてお願いいたします。

　私、立場上安全管理本部長ということで、事故、トラブルの対応もしています。少し今日の話とズレるかもしれませんが、コロナに関して、障がいのある方ない方に関わらずですが、バス車内の感染を怖がり、消毒・換気等させていただき安全なんですが、手すりつり革をお持ちいただけない方、あるいは、車椅子ご利用の方の中にたまに固定ベルトを嫌がる方が増えてございます。補助ベルトをしていただかないと、どうしても遠心力等で介添えの方がついておられても、踏ん張りきれない、あるいは急停車、割り込み等がありまして、そういう形の社内事故が出てきています。それは障がいのある方に関わらず、スマホを見ながらどこも持っておらず、普通の停車でも気を緩めてしまって、店頭されるという事案もコロナ禍においてあります。車内が混んでいたら、他の方にあたって一瞬時間稼いで持つことができるのでしょうが、お客様が減りすいているものですから、そのまま前までいって転倒されることもありますので、安全のために、つり革・手すりも消毒していますので、お持ちいただけたらありがたいです。

　マスクについてですが、車内放送で、他のお客様のご迷惑、不愉快なことがありますので、ある程度ご注意させてもらっています。しかし、私はワクチン打ったからいいねんというようなお返しがあるお客様がいます。ワンマンバスなのでバスを動かさないといけず、あまり長い会話はできないので、ご理解をといってもそのまま行ってしまうこともあるのですが、先日はたまたま運転手が予備のマスクを持っていまして、マスクを忘れたので降りますとおっしゃったお客様にお渡しすることができて、お褒めの言葉、感謝の言葉をいただいたりする場面もありました。事業者だけでなく、社会的な業者の皆さまのご協力を得て、うまく隅々に浸透していただければ、バス事業者の立場としては、お客様ひとりひとりのご理解が進むことが一番円滑で安全につながる道なのではないかと思います。

北野部会長：

　ありがとうございました。

では、最後に副会長まとめをお願いします。

辻川副部会長：

本日のいろいろなご意見ありがとうございます。

障害者差別解消法が改正になりまして、施行はまだですが、おそらく来年、基本方針も改変になるという予定となっています。

基本方針の改正に向けて、いろいろとヒアリングや検討会がされているわけですが、相談については、この大阪や大阪府の仕組みが、全国的にみても非常に良く、非常に活発であるということが言われています。それをもとに検討会をして、来年の基本方針にかなり取り組めるのかなというように思っております。今ここで大阪市がやっている事例の検討とかそのようなことについては本当に皆さんのご協力のもと、全国に誇ってもいいのではないかと思っておりますので、今後とも大阪市の障がい者差別に向けてご協力をいただきたいと思います。

今日はありがとうございました。

北野部会長：

それでは予定されました議事はすべて終わりましたので、事務局にマイクをお返しします。

大谷企画調整担当課長：

みなさま、長時間にわたり、大変ご熱心なご議論いただきまして、また、全国に誇るような大変貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございます。

本日いただきましたご意見につきましては、今後の周知啓発等を含めまして、障がい者差別解消法に向けた取り組みにつなげていけるように、検討してまいりたいと思います。

　前回に引き続き、リモートを併用での開催となりまして、ご不便なこともあったかと思いますが、皆様方のご協力のもと、何とか無事終了することができております。委員の皆様型におかれましては、次回以降も引き続きご協力賜りますようお願い申し上げまして、本日は閉会とさせていただきます。

　どうもありがとうございました。